

直轄港湾等災害復旧事業(直轄災)

事業の概要

■ 予算科目

- (項) 河川等災害復旧事業費
- (目) 港湾災害復旧費

■ 事業内容

港湾施設(重要港湾が国際または国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な大水深岸壁、第一線防波堤等)及び海岸保全施設を復旧する事業。

■ 事業主体

国

■ 国庫負担率

	通常	北海道	離島	奄美	沖縄
港湾施設 海岸保全施設	2/3	4/5	4/5	4/5	4/5
開発保全航路	10/10				

■ 施行期間

災害発生年度を含めて**2ヶ年**以内

■ 採択基準及び採択限度額

- (1) 国管理または管理者管理のもので採択要件に適合した港湾及び海岸(港湾に係るもの)の災害復旧事業であること。
- (2) 暴風、こう水、高潮、地震等の異常な天然現象により生じた災害であること。
- (3) 1箇所当たりの工事費が**500万円**以上であること。

直轄災害事例

R1年災 横浜港(横浜市) 臨港道路



台風第15号により錨泊していた貨物船が臨港道路に衝突し、鋼床版のめくり上がり及び高覧(コンクリート製)の損壊

R4年災 相馬港(福島県) 岸壁



福島沖地震の影響で、ふ頭用地の沈下によりエプロン部に最大1.5m程度の段差が発生。